

2012年12月17日
郵政産業ユニオン 交第11号

日本郵便株式会社
代表取締役社長
鍋倉 眞一 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 廣岡 元穂

「川崎東郵便局の設置等に関する具体的実施計画」の提示に対する意見表明

郵政産業労働者ユニオンは、11月30日に提示された「川崎東郵便局の設置等に関する具体的実施計画」に対して、以下のとおり意見表明をするものです。早急な回答と交渉の場を求めるものです。

記

- 1 川崎東郵便局は、川崎港の運河を隔てた約1キロメートル沖合の東扇島にあり、海から数十メートルの距離で海拔数メートルしかなく、地震による津波や液状化の被害が想定されます。防災対策について明らかにすること
- 2 川崎東郵便局は、川崎駅から約7キロメートルあり、バスの運行時間帯や運行本数から通勤に不便をきたします。送迎バスの手配等、社員の通勤手段確保のための対策を明らかにすること
- 3 福利厚生施設に関して
 - (1) 近隣に食堂や店舗等が少ないため、川崎東郵便局内に各勤務帯に利用できる食堂・売店等を設置すること
 - (2) 大規模施設であり休憩・休息時間を確保するため、休憩室のスペースを十分確保し、喫煙施設も設置すること
 - (3) 通勤困難で社宅入居を希望する社員には社宅を確保すること
- 4 業務関係について
 - (1) 川崎東郵便局における勤務時間、勤務パターン、サービス表について早期に明らかにすること
 - (2) 国際通関業務移管、地域区分事務移管、集処理の変更等、川崎東郵便局の開局に向けた準備及び、直前直後の業務の流れについて明らかにすること
 - (3) 国際航空通関事務の移管について、要員措置より早く設定した理由を明らかにすること。
 - (4) 関連郵便局における移転前の事前訓練計画を明らかにすること。また、事前訓練は十分時間をかけて行うこと

5 要員関係について

- (1) 川崎東郵便局開設にあたり、期間雇用社員確保対策を明らかにすること
- (2) 業務移管に伴う高齢再雇用社員、短時間社員、期間雇用社員の雇用については、全員の希望を把握し、本人希望を充足すること。また、希望調査の方法、日程を明らかにすること
- (3) 期間雇用社員の雇用替えにあたっては、勤務条件・スキルランクは維持すること
- (4) 配置転換にあたっては、当該社員の家庭事情や通勤時間等を考慮し、本人希望を充足すること
- (5) 支社別措置数、短時間定数支社別措置数、時間制定数支社別措置数について詳細に説明すること

6 その他

- (1) 関係郵便局の廃止、移転に伴う利用者への周知には万全を期し、サービス低下にならないようにすること

以上